

1	年	保	存
機	密	性	1
平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで			

基発 0329 第 10 号  
平成 28 年 3 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

平成 28 年度インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業  
の実施について

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂 2015』において、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるとともに、平成 26 年 11 月 1 日に施行された過労死等防止対策推進法に基づき、平成 27 年 7 月 24 日に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定されるなど、長時間労働対策の強化は喫緊の課題となっているところである。

このため、平成 28 年度も引き続き、インターネット上の求人情報、書き込み等の情報を監視し、長時間にわたる過重な労働等の労働条件に問題があると考えられる事業場の情報を収集し、当該事業場を管轄する都道府県労働局及び労働基準監督署（以下「局署」という。）へ通報することを目的とした「インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業」（以下「本事業」という。）を実施することとしたので了知されたい。

なお、平成 28 年度の実施については、下記のとおりであるので、本事業が効果的なものとなるよう、的確に実施されたい。

記

1 本事業の実施

本事業は、株式会社廣濟堂（以下「受託者」という。）に委託し、名称を「インターネット情報監視事業」として行うこと。

2 実施期間

平成28年4月1日（金）から平成29年3月30日（木）まで

3 局における対応

受託者から局に対し、本事業により把握した問題事業場情報が提供された場合には、監督指導を実施するなどの確に対応すること。